

第 5 章 職員団体

○職員団体の登録に関する条例

昭和 51 年 3 月 9 日

条 例 第 6 号

（この条例の目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 53 条第 1 項および第 5 項から第 8 項までの規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（登録の申請）

第 2 条 職員団体が千葉縣市町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した正副 2 通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

(1) 理事その他の役員の氏名、住所および職名（職員でない者にあつてはその職業）

(2) すべての事務所の所在地

(3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称

2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所および結果を証明する書類

(2) 法第 53 条第 4 項の規定に従って組織されていることを証明する書類

（登録の通知）

第 3 条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から 30 日以内に、登録をした旨又はしない旨を、申請した職員団体に通知しなければならない。

（規約等の変更又は解散の届出）

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出する場合には、その代表者を通じて、正副通の届出書を提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所および結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

（登録の効力停止および取消しの通知）

第5条 公平委員会は、法第53条第6項前段の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

（公平委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。